

事務事業評価シート

(H.29)No.	6071	(H.28)No.	6071
-----------	------	-----------	------

事務事業名	人権政策総務費		
担当部局名	担当室名	室長名	
地域環境部	人権・男女共同参画推進室	旭 久子	

会計区分	事業コード	100202
一般会計	(中事業名)※予算書事業名	
款 総務費	人権政策総務費	
項 人権政策費	(小事業名)	
目 人権政策推進費	人権政策総務費	

1. 事務事業の位置付け

総合計画	政策	1	支え合い健康でいきいきと暮らせるまち
	基本施策	1	人を大切にする社会の創造
	施策	1	人権尊重
重点プロジェクト			

2. 事務事業の概要

事業目的(めざす効果)
関係団体の活動や方針・情勢を知り、また先進事例を学ぶことにより、今後の同和行政及び改革に生かすことができます。

事業内容
三重県人権・同和行政連絡協議会に参加し、三重県全域での同和行政のあり方を協議し、名張市での同和对策事業に反映させます。 また、人権関連団体が実施する、部落差別をはじめとしたさまざまな人権課題や地域課題の解決に資する事業を人権政策公益事業として委託事業に位置づけ、差別撤廃と人権のまちづくりの実現につなげます。

3. 総合計画の目標達成に向けた主な事業の実績・計画

	H.28年度(事業量・取組実績)		H.29年度(事業量・取組計画)			
	H.28年度(決算見込)		H.29年度(作成時予算額)		H.30年度(計画予算)	
主な事業の実績・計画	H.27繰越分	H.28現年分	H.28繰越分	H.29現年分	H.31年度(計画予算)	H.32年度(計画予算)
◎三重県人権・同和行政連絡協議会 ・総会及び情報交換(年間3回実施) ・同和行政研修会(年間2回開催) ◎人権政策公益事業委託 ・地域高齢者見守り事業(訪問等) 委託先 部落解放同盟比奈知支部 1,477,300円 部落解放同盟一ノ井支部 1,355,540円 部落解放同盟赤坂支部 367,200円 ・部落解放研究全国集会等参加及び情報提供		3,215千円		10,245千円	10,245千円	10,245千円
◎生活相談員報酬 月額144,540円 ◎社会同和教育指導員(2名) 報酬 月額175,000円 共済費、研修負担金 ◎三重県人権・同和行政連絡協議会 ・総会及び情報交換(年間3回実施予定) ・同和行政研修会(年間2回開催予定) ◎人権政策公益事業委託 ・地域高齢者見守り事業(訪問等) ・部落解放研究全国集会等参加及び情報提供 ※人権政策総務一般経費(No.6070)と社会教育総務一般経費(No.6117)を統合		0千円	0千円	4,275千円	4,275千円	4,275千円
		0千円	0千円	14,520千円	14,520千円	14,520千円

	H.28年度(決算見込)		H.29年度(作成時予算額)		H.30年度(計画予算)	H.31年度(計画予算)	H.32年度(計画予算)
	H.27繰越分	H.28現年分	H.28繰越分	H.29現年分			
①直接事業費		3,215千円		10,245千円	10,245千円	10,245千円	10,245千円
内訳(千円)				249	114	114	114
国・県支出金							
地方債							
その他()							
一般財源	0	3,215	0	9,996	10,131	10,131	10,131
人工数		0.22人		0.57人	0.57人	0.57人	0.57人
職員							
臨時職員等							
②概算人件費	0千円	1,650千円	0千円	4,275千円	4,275千円	4,275千円	4,275千円
①+②総事業費	0千円	4,865千円	0千円	14,520千円	14,520千円	14,520千円	14,520千円

4. 担当室による事務事業の点検

考察(H.28年度の取組評価、課題、施策への貢献、市民との協働など)
協議会での研修、議論を重ねることにより、三重県のみならず全国における同和行政の現状を知ることができました。また庁内関係部署への情報提供に取り組んできましたが、見えにくくなってきたといわれている「今日の差別の実態」を周知するには至らなかったのは課題です。部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、差別をしない、許さない社会の実現に向けて取り組みました。公益事業を委託し、地域における住民主体の人権確立の取組を促進しています。

5. 今後の方向性(担当室による内部評価)

【選択肢】 継続(改善)、継続(現行)、継続(拡大)、継続(縮小)、統合検討、休止検討、廃止検討、事業完了(予定含む)	継続(改善)
----------------------------------------------------------------	--------

今後の対応方針(課題解決への取組内容、具体的な見直し内容、継続の理由等)
生活相談員が対応する相談内容は生活全般に及びますが、なかでも最も深刻な相談は部落差別に関わるものです。「部落差別解消推進法」の施行を受け、その基本理念にのっとり、部落差別に関わる相談に的確に対応できるよう、研修会への参加やOJTにより、生活相談員はじめ関連職員の資質の向上に努め、部落差別の解消をすすめます。また、「まちの保健室」との連携のあり方についても研究を進め、実行可能なものから取り組みます。

6. 事務事業の取組に関する市の計画

名張市人権施策基本方針 名張市人権施策基本計画
